介護給付費を請求する上での注意点

現在、居宅介護をはじめとした介護給付費の請求は、国民健康保険団体連合会

（国保連）にご請求いただいております。もし、請求の誤り等があった場合、「過誤」という方法で修正いただくこととなります。

　締め切りは毎月１５日（閉庁日にあたる場合には、その直前の開庁日）となっており、提出方法は郵送もしくは窓口に持参となります。（ＦＡＸでは受け付けておりません）

　毎月１６日以降の受付の場合、翌月に受理の取り扱いとなります。過誤申し立て受理月の翌月１日～１０日に忘れずに国保連に再請求を行ってください。

様式に関しては、ホームページに掲載しておりますのでそちらをご確認ください。

掲載場所・・・

「介護給付費・訓練等給付費、障害児通所給付費の請求および過誤申立（取り下げ）の手続きについて」

 トップページ > 健康・医療・福祉 > 障がいのある方へ・障がい福祉 > 事業者の皆様へ（障がい） > 介護給付・訓練等給付、障害児通所給付の請求および過誤申立（取下げ）の手続きについて

ＵＲＬ

https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/shogai/jigyosha/1003333.html